

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正（平成 24 年厚生労働省告示第 66 号）が平成 24 年 2 月 28 日に公布され、4 月 1 日に施行されます。

同改正に伴い、下記のとおり検査内容を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成 24 年 4 月 1 日より

■変更内容

- クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の検査方法を従来の GC/MS に加え、LC/MS/MS (MS) 法での測定を開始します。併せて同項目の検査容器を変更させていただきます。
- 水道水質基準項目である有機物（全有機炭素（TOC）の量）・味・臭気につきましては、再検査時の検体量の不足等が生じておりますので、採水容器を変更させていただきます。

検査項目	検査案内掲載頁	変更箇所	新	旧
281210 クロロ酢酸	p1 基-21	検査方法	LC/MS/MS GC/MS	GC/MS
281230 ジクロロ酢酸	p2 基-23			
281270 トリクロロ酢酸	p2 基-27	採水容器	100mL ガラス瓶	200mL ガラス瓶
281452 有機物（全有機炭素(TOC)の量)	P3 基-45	採水容器	300mL ガラス瓶※	100mL ガラス瓶
281470 味	P3 基-47			
281480 臭気	P3 基-48			

※一部地域では 200mL ガラス瓶及び 100mL ガラス瓶（計 300mL）を使用いたします。

以上